

平成 23 年 7 月 25 日以降に建築工事に着工するものは、テレビ受信障害調査報告書の提出が変わります。

詳しくは、平成 22 年 7 月 30 日お知らせの

『平成 23 年 7 月 25 日以降に建築工事に着工するものは、テレビ受信調査報告書の提出図書が変わります』をご参照ください。

建築主の皆様へ

平成 22 年 4 月
横浜市建築局
中高層調整課

テレビ受信障害調査報告書の提出について

横浜市では、中高層建築物等の建築に際し、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」の中で、テレビジョン放送の受信障害の調査に関し、テレビ受信障害調査報告書の提出を義務付けております。

また、地上デジタル放送への完全移行となる平成 23 年 7 月 24 日が近づいております。

このような放送環境の変化に伴い、平成 21 年 7 月 1 日から条例手続（標識設置届）建築物については、地上デジタル放送のテレビ受信障害調査報告書を提出していただくようお願いいたしております。

なお、地上アナログ放送については、「テレビ受信障害予測地域図」で提出できます。

提出図書

地上デジタル放送

社団法人日本CATV技術協会認定の有線テレビジョン放送技術者が作成したものがが必要です。提出にあたっては、報告書原本と写し（写しについては受信画像写真は不要）の2部を提出してください。

なお、同技術者が作成した「テレビ受信障害予測地域図」で仮提出できますが、その場合は、近隣説明等報告書の提出までに正式な報告書を提出してください。

地上アナログ放送

「テレビ受信障害予測地域図」で提出できます。

お問い合わせ先
横浜市建築局 中高層調整課
電話 045-671-2350、2351